

**大阪府立淀川工科高等学校・学校食堂営業及び自動販売機設置事業者
募集要項に係る仕様書**

1 使用許可物件

本公募は、学校食堂営業と自動販売機設置のセットで行います。

(1) 学校食堂営業

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料 (年額・税抜)
大阪府立 淀川工科 高等学校 体育館 1階 大阪市旭区太子橋 3-1-32	厨房（食品庫、下処理 室、更衣室、自動券売機 1台の面積を含む。） 70.58㎡	一式	218,800円

※ 上記の使用許可面積については全て壁芯での計算になります。

(2) 自動販売機設置

設置面積	台数	最低使用料 (年額・税抜)	その他（特記事項）
0.5㎡未満	1台	8,700円	設置面積が1.0㎡をこえる場合は、 19,000円に0.1㎡増すごとに1,800円 を加算した額とする。
0.5㎡以上1.0㎡未満		17,300円	
1.0㎡以上		19,000円 (設置面積1.0㎡の場合)	

※ 自動販売機については、2台設置するものとし、設置場所及び自動販売機の種類等は、学校側と協議し決定するものとします。

(1)、(2)については、「募集要項」を参照。

2 経費の負担

(1) 募集要項 3 公募条件等 (3) 必要経費の負担②光熱水費その他経費の負担内容に定める、光熱水費の負担内容は、次のとおりです。

① 経費の負担内容

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府（大阪府教育委員会教育長）が指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

原則、子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額（電力・ガス・水）料金×（子メーターの表示する月額使用（電力・ガス・水）量（kw・m³・m³）÷当該親メーターの表示する月間使用（電力・ガス・水）量（kw・m³・m³）

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。

また、設置事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

3 使用条件等

(1) 食堂営業時間

営業時間は、午前8時30分～午後5時までの間で、学校と協議の上、設定していただきます。ただし、開校日の昼休憩時間12時30分～午後1時15分の間は、特別な事情のない限り必ず営業しなければなりません。

なお、学校の年間行事予定表及び月間行事予定表につきましては、事前にお渡ししますので、営業の参考にしてください。

(2) 身分証の携行・表示

営業事業者は、学校内に出入りする従業員に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

(3) 火元責任者の配置

厨房には、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底するものとします。

(4) 学校敷地内の禁煙について

学校敷地内は、終日禁煙としていますので、食堂・厨房・更衣室・休憩室・トイレ等全面禁煙です。従業員に徹底してください。

(5) 食材・物品類の搬入・搬出について

食材・販売品等の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従ってください。

(6) 食堂・厨房・更衣室・便所・手洗所内の現状について

使用許可対象の各室内は、建物の経過年数に伴う壁面・床面等の痛み・汚れがあります。学校は原則として、使用許可前、使用許可後に関わらず、これら経年による痛み・汚れの修復は行いません。通常の清掃や模様替えを行おうとするときは、営業事業者の負担により行ってください。

(7) 厨房設備・備品等

厨房設備・什器・備品などについては、別紙「厨房設備等無償貸与物品一覧」に記載の物品を無償貸与いたします。これらの設備・什器・備品等について、機能及び状態を十分確認してください。学校は使用期間中の耐用を保証するものではありません。

なお、営業に必要な什器・備品等について、別紙「貸付物品内訳書」に記載以外の物品については、営業事業者の費用負担により用意してください。

また、別紙「貸付物品内訳書」に記載の物品について、学校の許可を受けて貸与物品に代えて営業事業者の費用負担により、什器・備品等を持ち込むことは可能ですが、その場合、貸与物品は、営業事業者の責任により保管・管理してください。

(8) 自動販売機設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、自動販売機毎に指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JISB 8562-1996）、自動販売機据付基準（2008年策定版）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。また、設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む）について学校の承認を受けてください。

(9) 販売品目及び提供価格

〔学校食堂〕

- ① 学校食堂における販売品目は、下記の販売品目を原則として用意しなければならないものとします。
- ② 募集要項3 公募条件(2)③に定める使用料の減額を受けようとするときは、下表の販売品目及び提供価格に従うものとします。なお、販売品目及び提供価格を変更する場合は、事前に学校の承認を受けなければなりません。

《メニュー表》

販売品目	提供価格（消費税込み）
定食類	550 円以下
丼類	500 円以下
カレーライス類	500 円以下
うどん・そば類	400 円以下
ラーメン類	400 円以下
パン類	200 円以下

〔自動販売機〕

- ① 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル、紙パックなど密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳酸飲料とし、酒類タバコの販売は厳に行わないこと。
なお、密閉式の容器は、残液が漏れないキャップがある容器であること。
また、アイスクリーム、カップラーメン等の販売については、別途協議に応じますが、アイスクリームは容器入りのものに限りません。
- ② 販売金額（全て消費税額等込み）は標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ③ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、ペットボトルなどの密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類を含むこと。

(10) 自動販売機維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に提供する商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、リース等の契約により、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。
その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません。
- ② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（ペットボトル、紙パック）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、

設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。

また、校内のゴミ置き場に設置している使用済容器回収ボックスにある使用済容器についても回収・処分及びリサイクルをすること。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(11) 売り上げ実績等の報告

設置事業者は、許可を受けた食堂及び自動販売機の設置期間中における、収支実績（仕入れ値・人件費・光熱水費（電気・ガス・水道）・税・売上額・その他等）を、食堂営業と自動販売機設置別（光熱水費は1本可）に、毎年度末に学校へ報告するものとします。

4 参考データ

(1) 勤務する教職員数等

令和4年5月1日現在	
区分	人数
教職員	81人
生徒	632人

生徒数は、現在の2年生より6クラス制になっているため、来年時の生徒数は現在よりも約30名は減となります。

(2) 食堂営業

① 利用可能座席数 ※約70席

（新型コロナウイルス感染防止の観点から「密」を避け、座席数を減らしているため、教室等にテイクアウトする弁当等の販売形態は可能です。）

② 食堂の売上げ等の状況

		令和4年度（令和4年4月～令和4年6月）
食堂売上		約2,800,000円
光熱水費 （食堂・自動販売機）	電気	約59,000円
	水道	約42,000円
	ガス	約83,000円

(3) 令和4年度の自動販売機の売上等の状況

設置番号	設置場所	種類	令和4年度（令和4年4月～令和4年6月）	
			売上数	売上額
1	大阪府立淀川工科高等学校 体育館1階食堂前（屋内設置）	ペットボトル	約10,350本	約1,330,000円
2	大阪府立淀川工科高等学校 体育館1階食堂前（屋内設置）			

5 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならないものとします。